

寒川町情報公開条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(実施機関の公開義務)</p> <p>第5条 実施機関は、公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、当該公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として何人でも閲覧することができるとされている情報</p> <p>イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報</p> <p>ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する<u>特定独立行政法人</u>の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方</p> | <p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(実施機関の公開義務)</p> <p>第5条 実施機関は、公文書の公開の請求(以下「公開請求」という。)があつたときは、当該公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により又は慣行として何人でも閲覧することができるとされている情報</p> <p>イ 公表を目的として作成し、又は取得した情報</p> <p>ウ 公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する<u>行政執行法人</u>の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方</p> |

独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報であつて、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2)～(6) (略)

～略～

独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に係る情報であつて、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2)～(6) (略)

～略～

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。